

令和5年(2023年)4月12日

入園入学されたお子様の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

市立学校(幼稚園)における新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(お知らせ)

御入園、御入学おめでとうございます。

さて、市立学校(幼稚園)における新型コロナウイルス感染症に係る対応については、政府のマスク着用の見直しにより4月1日からマスクの着用を求めないことを基本としています。

様々な理由でマスクの着用を希望する場合など、マスクの着用については、お子様や保護者に主体的に判断していただきますが、学校においてもマスク着用の有無によりいじめや差別がないよう指導してまいります。

また、学校(園)では、新型コロナウイルス感染症への対応として、「3密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等基本的な感染対策を引き続き実施しますが、その他の感染対策に係る対応については次のとおりとしますのでご理解、ご協力をお願いします。

なお、この対応については、今後の国や県からの通知によって変更することがありますので、その場合は改めてお知らせします

健康観察について

- 5月7日(日)までは、登校(園)前に家庭での検温を行い、お子様の体調の確認など健康観察をお願いします。

出席停止の取扱いについて

- 5月7日(日)までは、感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合には、出席停止(指導要録上「出席停止・忌引等の日数」と記録され、欠席とはなりません)として取り扱います。

給食等食事をとる場面における対策について

- 給食等の食事をとる場面においては、食事の前後の手洗いを行うとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意することを指導しています。

- その上で、適切な換気を確保し、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしないなどの対策をすることで「黙食」は必要ないこととしています。

定期健康診断時のマスクの取扱いについて

- 診察場面では、学校医と児童との間に一定の距離が保てないことなどから、医療機関に受診する際の取扱いと同様に、マスクの着用を推奨する場面として児童にマスクの着用を促すこととしています。
- その際には、お子様や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、マスクの着脱を強いることがないようにします。

〔 事務担当
保健給食課 33-1691 〕